# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

香芝市長

#### 公表日

令和7年7月28日

[令和6年10月 様式2]

#### 関連情報 Ι

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	香芝市において、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、香芝市の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、香芝市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、香芝市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。併せて、香芝市において、住基法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国におり整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「がメントクラウド)という。)を利用し、地方公共団体情報システムを利用する。香芝市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記録の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転局に基づき住民票の記載をとた際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一人の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の正確な記録を確保するための措置 (後転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一人の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票のの財団体育報システム体認 ①市教授名号の通知及び個人番号カードの変更 ②個人番号カードを再加した本人確認 ①情報を提供 ②マイナボータルを用いた転出・転入ウンス・ファ (申請管理システムから基幹システムへのデータ取込) なお、本市は③の事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法の公式のでは、事務を委任する個人番号、個人番号カード、特定の情報の提供等に関する自然 個人番号の一ド、特定の情報の提供等に関する名(収定6年1月20日総務省今第65号(以下「個人番号カード、特定の情報の提供等に関する書、個人番号の一ド、関連事務の委任)により機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。				
③システムの名称	1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義) 2.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.コンビニ交付システム 6.申請管理システム				
2. 特定個人情報ファイル:	· 名				

- 1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点) 第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) 法令上の根拠 ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供) 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する [ 2) 実施しない 3) 未定 【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、2 0, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 9 1, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 14 1、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) ②法令上の根拠 ●番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 市民環境部 市民課 ②所属長の役職名 市民環境部 市民課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 香芝市役所 市民環境部 市民課 0745-76-2001 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 香芝市役所 市民環境部 市民課 0745-76-2001 9. 規則第9条第2項の適用 ]適用した 適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[	1万人以上10万人未満	<b>5</b> ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	故					
特定個人情報	暇ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
3. 重大事故	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [ 基礎項目評価書 ] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入	手(情報提供ネット・	フークシステ	ムを通じたス	(手を除く。)		

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	
				3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去			3) 課題が残されている	

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関しては、マイナンバーの紐付けやマイナンバーを含む情報の更新等のいかなる局面においても複数人での確認を徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。  ○複数人での確認を徹底している事例 ・提供された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の鍵付きキャビネットでの保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄 ・手作業が介在し作成された個人番号及び本人情報が記載された書類の郵送  ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じる。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ即を発効し、必要最小限の権限及び数に制限。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御。 ・移行の書的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底する。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とする。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止する。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。				
9. 監査	9. <u>監査</u>				
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>客発</b>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施す	する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に 4) 委託先における不正な使用等 5) 不正な提供・移転が行われる 6) 情報提供ネットワークシステム	くクへの対策 必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 使用されるリスクへの対策  「のリスクへの対策 リスクへの対策 リスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を 」を通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 」を通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	] を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	された庁内ネットワーク ②移行作業時に関する措置 ・移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納しないことを確認した上で破棄し、破棄日時、でいことを確認した上で破棄し、でしまける措 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセン重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された保存する。 ②技術の安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセン車に管理する。 ②技術の安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コセルをでは、アウル・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コセル・プラットフォームではし、アウル・専力、は、プラットに表け、アウル・事が、メントクラウドにおけ、がら調達だけがされていない装置 ・ガバメントクラウドにる間では、カークリーが、カークをできるよど、システムの適り関して、カークに表に、カークリーが、カークリーが、カークリーででは、カークリーが、カークラウド事業者は、カークラーでは、カークラーでは、カークリーでは、カークラーでは、カークラーでは、カークラーでは、カークラーでは、カークーので構成を保持である。・クラウドの特定個とでは、カークで構成する。	は、外部に持出できないこととする。 にアクセスしない契約等とする。は、外部に持出できないこととする。 は、外部に持出できないこととする。 にアクセスしない契約等とする。 は、外部に持出できないこととする。 にアクセスしない契約等とする。 は、外部に持出できないこととする。 にアクセスしない契約等とする。 は、オのカーンのガバメントクラウドの利用について【第2.1版。「ASP」をいう。以下同じ。)以はガバメントクラウド運用管理補助きは、ボータアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にもまする。 にオのカーンのガバメントクラウドが提供するで、ボータアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にもまする。 にオのオーンの登録に対し、脅威検出やDDos対策を24時間は、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 というイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	下 の べ 効うう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 変更箇所

変更箇層	भ				ı
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名 称	1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義) 2.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中システムのである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。 3.団体内統合宛名システム4中間サーバー	1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義) 2.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。 3.団体内統合宛名システム4中間サーバー5、コンビニ交付システム	事後	必要箇所の修正等
平成29年6月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	事後	
平成29年6月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	事後	
平成29年6月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	5, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 8	(別表第二における情報提供の根拠) 等三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
平成29年6月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追記)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第34条、第43条、第43条、第43条、第43条。第43条。第43条、第43条。第43条。第55条、第55条、第55条、第56条、第45条。第45条、第45条、第45条、第45条。第45条、第45条。第45条。第45条。第53条、第55条、第55条。第55条。第55条。第55条。第55条。第55条。第55	事後	
平成29年6月23日	Ⅱしきい値判断項目	平成28年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月23日	1. 対象人数 IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	  平成28年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月27日	2. 収扱有数 Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数		平成30年4月1日 時点		
平成30年6月27日	Ⅱしきい値判断項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	2. 取扱者数 IIしきい値判断項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	 事後	
令和1年6月10日	1. 対象人数 II しきい値判断項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	2. 取扱者数特記事項	住民基本台帳に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。		事後	
令和1年6月10日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和2年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	<u>C. 収扱日数</u> I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年6月23日	4. 情報提供イットワークシス Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数		令和4年4月1日 時点	事後	-
令和4年6月23日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月11日	2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年6月1日	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		併せて、香芝市において、住基法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。	事後	重要な変更に伴う再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)・・行政手続における特定の個人を識別するためな事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第12条、第12条、第12条、第28、第31条、第2条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3		事後	内容の修正
令和6年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年10月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 B. 人手を介在させる作業	(追記)	■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する 措置としては、以下を講じる。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関 する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効 し、必要最小限の権限及び数に制限。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム 的に制御。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、 作業者に対して周知徹底する。 ②移行デタ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイル は暗号化し、遠記できない状態とする。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場 合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取り を防止する。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加 工を施し、必要日時・限プントデータのみを生成する。 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 6 ・ 8 ・ 6 ・ 8 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 9 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8	事前	標準化移行およびガバメント クラウドにおける措置の追記

■ 第2 年に対も開催 ・	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	令和7年6月27日	IV リスク対策  11. 最も優先度が高いと考え	登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関しては、マイナンバーの組付けやマイナンバーを含む情報の更新等のいかなる局面においても複数人での確認を徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。  〇複数人での確認を徹底している事例・提供された個人番号及び本人情報の記載がある書類等の鍵付きキャビネットでの保管・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄・手作業が介在し作成された個人番号及び本	「技術的安全管理措置 ・ 住民程能シストへのアクセス時における二要素認証、ウィルス対策ソア・ウェアの 導入、外部ネットワークと置いされた「内容ネットワーク 導入、外部ネットワークと置いされた「内容ネットワーク 導入、外部ネットワークと置いされた「内容ネットワーク 等人、外部ネットワークと置いされた「内容ネットワーク を持てきます。 ・ 場下の第二十十一を一下の上に対しては、 ・ 場下の第二十十一ででは、 ・ はずる。	事前	